

事業主様
(給与事務ご担当者様)

津山市財政部課税課

平成31年度 納入申告書の提出について

平素から津山市の税務行政につきまして格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、事業主が従業員・雇人(家族等の事業専従者を含む)に対して給与・賃金・賞与等を支払った場合には、原則として退職者を含むその全ての方について、支払額及びその他必要事項を記入した納入申告書(総括表及び個人別明細書)を市町村に提出していただくことが地方税法により義務付けられています。下記の提出期限までにご提出くださいますようお願いします。

- ◎提出先 平成31年1月1日現在(または平成30年中の退職時)、受給者の住所地である市町村(※住所地とは住民票の有無を問わず、実際居住しているところを言います)
- ◎提出期限 平成31年1月31日(木) <1月18日(金)までの提出にご協力ください>

給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)には法人番号・個人番号の記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)には給与支払者及び給与受給者とその扶養親族等のマイナンバー(個人番号または法人番号)を記載する必要があります。

普通徴収の該当者がいる場合の注意点

個人別明細書の「普通徴収」の項目に必ず“1(該当)”を入力した上で、摘要欄に普通徴収に該当する理由の記号(A~G)又は略語を入力してください。

記号	略語(例)	普通徴収理由
A	2名以下	受給者総人員(下記B~Gの該当者を除く)が2名以下
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から特別徴収されている(乙欄該当者)
C	少額	毎月の給与支払額が少額で、個人住民税を引ききれない
D	不定期	給与が毎月支給されていない(不定期受給)
E	専従者	専従者給与が支給されている(支払者が個人事業主のみ対象)
F	退職者	退職している又は5月31日までに退職予定(休職者含む)
G	1年未満	雇用契約期間が1年未満

※個人別明細書摘要欄に「記号」又は「略語」の記載がない場合は、すべて特別徴収として取り扱います。ただし、「B」の乙欄該当者や「F」の退職者の場合は、個人別明細書の該当箇所(乙欄・退職日欄)に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略することができます

<参考> PCdesk(eLTAX対応無料ソフトウェア)を使用した場合の個人別明細書の入力画面(例)

「D」又は「不定期」

両方の欄に記載がないと、普通徴収として取り扱われません

普通徴収

※ご使用されている法定調書作成ソフトによって、画面は異なります

税額通知の受取方法について(お知らせ)

当市では、eLTAX(地方税ポータルシステム)で給与支払報告書をご提出いただいた特別徴収義務者の方に対して、平成30年度より特別徴収税額通知(電子証明付き「正本通知」)又は特別徴収税額通知(電子証明なし「副本通知」)のデータ送信を行っています。

eLTAXで給与支払報告書を提出された際の受取方法の希望に沿って5月中旬頃通知いたしますので、受取方法選択時には注意をお願いします。

◎受取方法の選択について

受取方法の選択肢が3種類になりましたのでご希望の受取方法をご登録ください。

- (1)電子データ(正本)
- (2)書面(正本)
- (3)書面(正本)+電子データ(副本)

* (1)又は(3)を選択した場合は、通知先e-Mailアドレスを入力して下さい。

電子データの注意点

1. 電子データ(正本)を希望される場合、書面での通知は行いません。
2. 給与支払報告書の提出期限を過ぎて提出された場合、電子データについては希望に沿えない場合があります。
3. 6月以降に送付する税額決定・変更通知については、特別徴収税額通知のデータ送信は行いません。書面による送付となりますので、予めご了承ください。
4. 従業員の方にお渡しいただく特別徴収税額通知(納税義務者用)は書面にて送付します。
5. 電子データ(正本又は副本)には個人番号が含まれますので、取扱いには十分ご注意ください。

受取方法を変更する場合

提出期限内に給与支払報告書を提出した後、選択した受取方法を変更されたい場合は、その旨をご連絡いただく必要がありますので、平成31年3月末までに、財政部課税課市民税係まで電話でご連絡ください。

その際、電子データ(正本又は副本)での受取方法を希望される場合には、保護番号を送信する先のe-Mailアドレスをお伝えください。

《お問い合わせ先》 〒708-8501 岡山県津山市山北520

津山市役所 財政部課税課市民税係(本庁舎2階3番窓口) 電話 0868-32-2015(直通)